

平成31年3月15日

周南市監査委員 中 村 研 二

周南市監査委員 清 水 芳 将

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

消防本部

消防総務課、警防課、予防課、危険物保安課、中央消防署、東消防署、西消防署、北消防署

2 監査の範囲

平成30年4月（一部平成29年4月）から平成30年8月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成30年10月12日から平成30年12月19日まで

4 監査の結果に基づき措置を講じた内容

消防総務課

(1) 契約事務

ア	指摘事項	長期継続契約できない委託契約について、自動更新条項により契約が締結されているものがあった。
	措置状況	原契約を終了し、新たに契約を結びました。

(2) 財産管理事務

ア	指摘事項	行政財産目的外使用について、過年度分の目的外使用料相当額が徴収されていないものがあった。
	措置状況	過年度分の目的外使用料相当額を徴収しました。